

**三条商工会議所 雇用対策事業
企業 PR 動画作成補助金 交付要綱**

**令和3年11月
三条商工会議所**

【お問い合わせ先】

三条商工会議所 経営支援課

TEL : 0256-32-1311 FAX : 0256-32-1310

e-mail:shien@sanjo-cci.or.jp

三条商工会議所 雇用対策事業

企業 PR 動画作成補助金 交付要綱

目 的

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により企業説明会や会社見学会の中止など対面による企業の PR 機会の喪失、情報不足による企業と求職者のミスマッチ、それに伴う早期離職などが懸念される中、感染症の影響を克服して採用活動を行う事業所を支援することを目的に実施いたします。

内 容

< 1. 補助対象事業 >

三条市が運営する『三条おしごとナビ』ホームページへ掲載する企業 PR 動画の作成費用の補助

※1：本事業で交付を受けた補助金は上記ウェブサイトに掲載する動画を作成し、上記ホームページに掲載することを必須とします。動画作成を行われても上記ホームページに動画を掲載されない場合は交付決定を取り消す場合がございます。

※2：企業 PR 動画の定義

各企業の特定ブランドや特定商品を PR することに特化した動画ではなく、企業そのものを紹介し、企業理解につながる内容とします。その際、特定ブランドや特定商品の PR 要素が入ることは差し支えありません。

< 2. 補助対象となる事業者 >

三条市に本社があるか、又は三条市を勤務地とする企業。(三条おしごとナビ掲載可能企業の定義に準ずる。)

< 3. 補助対象経費ならびに上限額他条件について >

— 補助対象経費 — 次の①～③をすべて満たすもの

- ① 動画作成の企画、撮影費用、編集費用、外注費、機材借料等、本事業の遂行にあたり必要となる経費。
- ② 令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月)までに経費支払いが完了していること。
- ③ 証拠資料等により補助対象経費の支払金額が確認できること。

— 補助上限額 —

- ・ 1 事業者あたり 100 千円(税込)を上限とします。
- 補助対象経費が 100 千円(税込)に満たない場合は、申請額を補助上限額とします。

— 申請可能回数・対象者 —

- ・ 2020 年度に行った本補助金事業を活用された事業者は申請できません。
- ・ 1 事業者あたり 1 回までとします。

< 4. 申請・補助金交付に必要な書類 >

補助対象となる動画を作成し三条おしごとナビに掲載後、経費の支払いを完了したのち下記の書類をそろえ、三条商工会議所あてにご提出をお願いいたします。

- ①企業 PR 動画作成補助金交付申請書…様式 雇-1
- ②動画制作にかかった経費の請求書と領収書あるいは銀行振込の控え…任意様式
- ③補助金振込口座届出書…様式 雇-2

< 5. 補助金の申請・支払について >

公募期間・振込時期

- ・本事業の利用を希望する場合は< 4. 申請・補助金交付に必要な書類 >の①、②、③を作成し、2022年(令和4年)2月28日(月)までに三条商工会議所に提出ください。
- ・補助金の振込時期については、事業者が< 4. 申請・補助金交付に必要な書類 >①、②、③を提出し、事務局が企業 PR 動画を三条おしごとナビホームページ上にて掲載を確認できた月の翌月20日払いとします。支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日の振込とします。
- ・ただし、締切末日に書類を提出いただいた場合、掲載確認が3月にずれる場合がありますがその場合は3月20日を支払日と設定し、支払い日が金融機関休業日の場合は、翌営業日の振り込みとします。
- ・対象となる動画については、三条おしごとナビに掲載してから最低1か月は継続して掲載することを必須とします。
ただし、動画内容が事実と相違する場合や各社の経営環境の変化等の理由により差し替えが必要になった場合は、本補助金を活用して作成した動画を1か月に満たない範囲で掲載を取り下げても構いません。しかし、差し替えた動画が掲載されない場合は本補助金の交付を取り消しする場合がございます。

< 6. 注意事項 >

- ①本補助金は申請順に受け付けることとし、予算に到達しだい終了する。
- ②本補助金の要綱に反した場合ならびに不正が行われた場合は、交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を求める。
- ③補助対象事業を実行するにあたり、他の補助金との併用は不可とする。
- ④本事業で作成した動画を三条市おしごとナビ以外の媒体(自社HP、他社サイト、SNS等)に掲載することは妨げない。
- ⑤本事業で作成した動画を公開した結果、生じた問題等に関して三条商工会議所は責任を持たないこととし、申請事業者の責任において解決するものとする。